平成２４年（フ）第１００７号
名古屋市中村区東宿町２丁目75番地　アーバンドゥエル中村公園２棟202号、開始決定時の住所名古屋市中村区稲西町123番地の２
破産者　深草　由子
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２４号
大阪府池田市石橋４丁目２番８―101号、住民票上の住所大阪市東住吉区針中野１丁目５番11号
破産者　恩村　達夫
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０３号
神戸市兵庫区福原町７番２号　グレンビューハウス301号、従前の住所神戸市北区星和台３丁目７番地の６
破産者　森澤ひろ子
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７０号
沖縄県那覇市壺屋２丁目23番８号
破産者　末吉　則子
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７７号
北海道登別市鷲別町４丁目22番地13
破産者　福士　倪子
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
北海道旭川市豊岡４条５丁目３番３号
破産者　武田　政久
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９６号
北海道旭川市豊岡６条２丁目７番１号　桂ＭＳ１Ｆ中
破産者　丸山　隆義
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７１号
北海道旭川市３条通23丁目115番地
破産者　山田　尚幸
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０２号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目７番２　市営住宅246号、住民票上の住所北海道旭川市永山８条10丁目４番16号　ホワイトＭＳ本田
破産者　後藤　光亮
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７９号
北海道帯広市西24条南２丁目５番地88
破産者　小西　正剛
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
秋田市茨島７丁目２番20号
破産者　佐藤　　茜
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
山形市宮町４丁目16番２号　レオパレス宮町第１　104号、開始決定時の住所山形市大字漆山3423番地１
破産者　箭川　重美
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
山形県寒河江市南町３丁目３番63号、開始決定時の住所山形県西村山郡朝日町大字送橋444番地
破産者　渡邉美智子
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
山形県寒河江市南町３丁目３番63号、開始決定時の住所山形県西村山郡朝日町大字送橋444番地
破産者　渡邉　敏明
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１３号
群馬県館林市大谷町1054番地の28　オリエンタルハイツＢ―206、申立時の住所群馬県館林市成島町287番地の１　プラネットスクエア―405
破産者　塩田　　実
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４３５号
横浜市戸塚区前田町520番地２　エルプレイス東戸塚
破産者　渡邉　則義
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４１号
神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目１番18―302号　ライオンズマンション茅ヶ崎中央公園
破産者　手塚　大輔
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０３号
神奈川県海老名市国分寺台４丁目４番10―２号
破産者　安藤　富雄
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部